

市町村合併調査研究特別委員会

平成16年9月14日午後1時30分から本会議場で開かれた。

1. 出席委員

◎吉川 勝義	○小野 隆雄	嶋田 善行	松田 正
飯高 昭二	西谷 剛周	森河 昌之	坂口 徹
浦野 圭司	三木 誓士	木田 守彦	木澤 正男
里川宜志子	中西 和夫	中川 靖広	

浅井議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
企画財政課長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	同 係 長	福居 哲也

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午後１時３０分）

署名委員 西谷委員、森河委員

委員長

全委員出席されておりますのでただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会いたします。

会議を始めさせていただく前に、本日の委員会は傍聴を希望される方が、前回委員会のように多いと予想されましたので、事前に議長にお願いし、ご案内のように本会議場を使用させていただく事にいたしましたので、委員ならびに理事者の皆さんには、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、傍聴にお越しの皆さんにお願いを申し上げたいと思います。本会議場での携帯電話のご使用は、会議進行の妨げになりますので、電源は切っていただきますようによりよく協力の程をお願いいたします。また、写真撮影や、録音等は出来ませんのでよろしくお願いいたします。その他、傍聴をしていただくにあたりましては、議会ロビーにも厳守していただく事項の掲示を致しておりますが、特に議場内における言論及び行為に対し、言語、拍手、その他の言動をもって批評を加え、または可否を表明したり、議事を妨害するような行為があれば、退席をしていただくこととなりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長

それでは本日の会議を始めます。

はじめに町長の挨拶をお受け致します。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

次に、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、西谷委員、森河委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

委員長

それでは、レジメに沿って審議を進めてまいります。
まず、１．市町村合併について、（１）住民説明会についてを議題と致します。

理事者からの説明をお受けする前に、これから住民説明会を行っていただくにあたりまして、合併協議会での確認事項等の説明もされることと思いますが、議員の定数及び任期の取扱いについては、現在、継続協議となっており、確認が出来ておりません。この取扱いについては、広域圏議長会で協議し、その決定内容を合併協議会に報告される事になっています。先般の、全員協議会で議長からこのことについて報告等がありましたが、その後の経過等につきまして、まず議長より報告をお願いしたいと思います。

議 長

ただ今、吉川委員よりお話がありましたように、議員の定数及び選挙方法についてでございますが、先般広域７町の議長会でちょっとお話しして、日程がどこにも議会に入ったという事で調整が付きません。それで、今月の２４日金曜日午後２時より河合町の議長会の会長の方で、この話がございまして、その中でまた報告させていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

委員長

ただいま、議長より報告をいただきましたが、このことについて質疑、意見等があればお受け致します。

小野委員

議長の方から報告していただきましたが、９月２４日２時から広域議長会を開催されるというように理解したらよろしいんですか。その時に集まって色々協議するという事で、広域議長会の開催日が９月２４日河合町である、そのように理解したらよろしいんですか。もう一度ちょっとお願いします。

議 長

その通りで、２４日に広域７町の議長会が河合町でございまして。そういう会です。

委員長

他にございませんか。

今日は委員会ですので、普通は要らないんですけど、協力していただくために、札を立てていただけてますけれども、座ったままで発言していただけて結構かと思えますのでよろしく願いいたします。

他にございませんか。

それでは、議題の（１）住民説明会について、理事者の説明を求めます。

企画財政
課長

それでは、住民説明会につきましてご説明させていただきます。前回の特別委員会でその方針を提出させていただいたところでございますけれども、この方針の一部の日時、場所の一部を変更させていただきまして、資料の裏面、住民説明会日程表のとおりと決定をさせていただいたところでございます。日時につきましては、自治会長さんより自治会の行事等をお聞きするなかで、１０月２日土曜日から１１月１３日土曜日までの全１２回とさせていただいたところでございます。また、開催場所につきましても、できるだけ対象自治会に近く、なおかつできるだけ多くの方に入っていただける施設ということで、東小学校及び西小学校体育館に変更させていただいたところでございます。

次に、合併に関する行政出前講座の実施についてという事でございますけれども、前回の特別委員会でも申し上げましたように、希望される自治会に対しましては、行政出前講座での対応もすることといたしまして、８月２８日の自治会連合会対象の出前講座におきましてその旨申し上げましたところ早速、服部、昭和町、阿波、神南の４自治会から申込みがございました。また、錦ヶ丘、峨瀬自治会におかれましても開催の希望されておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、住民説明会のご説明とさせていただきます。

委員長 説明がありましたことについて、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。質疑、意見等のある方はどうぞ。

里川委員 前回ですね、住民説明会において、説明をしていただく資料につきまして、合併協議会から特集号が出ておりますけれども、それだけではなく、町独自の資料をできるだけ早いうちに、皆さんに配布をしていただきたいという事をお願いしてきた経過があると思うんですが、その点についてはどのようにご協議をいただいて、どのようにしようとされているのか、確認をさせていただきたいと思います。

総務部長 この関係につきましては、先の一般質問でもお答えさせていただいておったところですが、できるだけ多くの、そういった資料については住民の皆さんに分かってもらいやすいような資料の配布という事を基本としているところでございます。今現在その資料について調整中でございますので、先の一般質問でもできるだけ早い事、という話がございましたけれども、我々につきましてはそういった事を思ってますけれども、ただ、調整でき得るかどうか、という事もありますので当日配布になるという事も今のところはそういう事も考えておかなければならないという事もありまして、いずれにいたしましてもできるだけ多くの住民に資料を渡せるような形の中で、現在調整いたしておりますので、よろしくご理解の方お願い申し上げます。

里川委員 あのね、当初、一番最初説明会の日程が出てきた時には9月26日という事で予定されてたんですよ。今、変更された日程で10月2日からという事で日程が出て参りました。私はこのところで6日遅れた事につきまして、その間にでも、遅れた分資料などの整理をしていただいて、是非とも説明会までに配布が出来るような段取りを取っていただきたいなという風に思うんです。最初9月26日となっていたので、議会が終わってすぐですし、議会後間がないという事で理事者側の答弁も無理があるのかな、という風に私も思ってたんですけれ

どもね。でも日程表、10月2日という事でスタートするのであれば、是非とも最大限間に合うような形で何とか資料を、町独自のものを作って配布をしていただきたいという事を、強く要望しておきたいと思います。

木澤委員　　今、里川議員の方からそのように申し入れが、要望がありましたけれども、私もやはり住民の皆さんの声を聞く中では、説明会がどんなものか、というのが分からないという不安もありまして、なかなかそんな事もありまして、行かれる方が統計としては9%と、以前お答えいただいたように少ないのではないかという風に感じております。そういう点ではやはり前もって見ていただくという風に前回里川議員の方から要望がされておりましたが、またそれを部長の方でも十分検討いただきまして、極力やはり前もって読んでいただいて住民説明会に参加していただけるという方向で十分ご検討いただきたいという風に申し上げると、後、合わせまして住民投票の説明もされるという風に思うんですけども、やはりこれも声を聞く中では、誤って理解をされている住民の方非常に多いと思うんです。例えば斑鳩町が1町だけ反対しても合併はなってしまうんでしょ、とかいう声も多く聞かれますので、その点に関しまして十分理解がいただけるよう、説明の方注意をしていただきたいと思います。

総務部長　　当然我々としてはおっしゃっていただいた事について努力をするという事については変わりございません。そうした中で今、住民投票に関する関係についても十分説明をせよ、という話。当然我々としてもそういった関係につきましては、合わせまして説明しなければいけないと考えておりますので、よろしくご理解の方お願い申し上げます。

西谷委員　　説明会の内容の中で、財政シュミレーションと新市財政計画という項目があるんですが、具体的にこの財政シュミレーションと新市財政計画というのはどのような項目をどういう形で説明されるのかという

事をお尋ねしておきます。この新市財政計画の中に当然、当初は今の案では王寺町の役場を本庁舎にして、斑鳩を分庁舎という形になって、具体的に実際に市という形になったら、いずれ新庁舎というのは建てていかないといけないと思う。そういう場合には、新市財政計画の中にこれも組み込まれているのか。組み込まれてるとしたら、費用としてはどれくらいの見積をされているのかという事もお尋ねしておきたいと思います。

企画財政
課長

まず1点目の財政シュミレーションの件でございますけれども、いわゆる住民説明会の資料としまして、合併協議会の方で作成いたしました合併協議会だよりの特集号でございますけれども、これにつきましては財政シュミレーションの内容が、いわゆる7町の合わせた場合と、新市の場合との比較をしておられます。そういう意味では斑鳩町単独のシュミレーションというのがこの資料にはございませんので、そういった事も合わせてお話をしてお話させていただきたいと思っております。それから2点目の庁舎の件でございます。庁舎に関しましては調整方針の中でも言われた、新市になってから検討していただくという形になって、確認をされているところでございます。そういった事でこの財政計画には新庁舎の費用については算入をされておられません。

西谷委員

説明聞く中で、町単独の、7町のシュミレーションがあるので町単独の説明、という事なんです、例えば説明会を実際にやっていって、7町に合併したらこうなります、斑鳩町だけでいったら財政が破たんしてきますねん、という説明を聞いたら、住民の皆さんは、そしたら7町合併しないとあかんという話になるでしょ。そしたら説明会自身が合併をするための説明会に、私はなるのと違うかと思う。そうではなくて、斑鳩町単独でいこうと思ったら、これだけの財源を削ったらいけますと、その財源を削るには、ここと、ここと、ここと、という具体的なものを入れて、さあみなさん、そしたら合併するのか合併し

ないのか選んで下さいというのが、私は住民説明会の資料でなかったらあかんのと違うかな。単なるこれまでの既成概念ですよ、議員が仮に16人、例えばの話16人いてて、このままでいったら財政シュミレーションでは当然財政が破たんします。そしたら合併した時と同じように、3分の1にしたらどうやねん。例えば明日香村が今、単独でやる、という事の中では、助役・収入役もやめるんだという形で出してますよね。そういう事をやったらどうやねんと、具体的な、住民に分かるような財政シュミレーションを書かないと、単に今のままの体制でいったら斑鳩町だけではやっていけません。7町だったらやっていけます、と言ったら単に説明会が合併を促進するだけの説明会になりやしないか、という心配をしてるわけです。だから斑鳩町が単独でやる場合に、今の行政の中で考えられる範囲内で、2億なり3億になるんですかね、それ位の費用を削るとしたらどういう形でやっていけないといけないのか。あるいはその中ではひょっとしたら、今までずっとやってきた各種団体の補助金も削らないといけないかもしれない。それでもやっぱり斑鳩町でやるのか、合併でやるのか、という突っ込んだところまで資料を提供しないと住民には分からないのと違うかなと。今の合併会だよりの特集号もありましたけれども、私も何十人かの住民の方から聞きましたけれども、ほとんど分からないというのが本音なんです。実際のそういう部分を入れてもらわないとあかんし、今聞いた中には新市財政計画の中で、新庁舎の建設が入っていないという事についても、非常に私は不親切だし、合併協議会の資料に不信を抱きますよね。何十億、あるいは百億近く、通常で考えたらかかるような、これは少なくとも1年や2年は庁舎、分庁舎でやったとしても、仮に西和市でやっていくとしたら、10年、15年したら必ずこれは要る施設なんでしょ。それをわざわざ分かってるのにあえて入れない、そしたら少なくとも財政シュミレーションの中では、今の財政シュミレーションの中には新庁舎を入れない財政のシュミレーションが書かれている。そんなんおかしいでしょ。だからその辺のところを、私は本当に住民の目線で、住民の人に、本当にどうなる、という

所を聞きたいというのが、私が聞く住民の声なんです。実際、斑鳩町だけではあかんのか、とかやるとしたらどれくらい削ったらいけるのか、というのが私らが本当に声なんです。だからそういう事に私は答えてほしいと思うんですが、説明会をする時に、先ほど里川議員が前もってそういう資料を渡してほしいというのは当然なんです、その資料の中には、前もって渡す中にはもっと住民の視点に立ったような資料の提供というのは、当然斑鳩町として私は必要ではないかと思うんですが、再度その辺についてお答え願いたい。

企画財政
課長

説明会で資料を分かりやすくという事ですが、いわゆる財政シュミレーションについてですね、どれだけご理解いただいているのかなという風に思うんですけれども、いわゆるね、斑鳩町が仮に単独でいくとした場合に、どういう風に財政をしていくかという事を示せという事になろうかと思うんですけれども、これは今までの出前講座でも説明をさせていただいておりますけれども、この財政シュミレーションで出てきた斑鳩町の単独と新市の財政シュミレーションの結果、これは見ていただいたら分かりますけれども、それほど大きな違いはないという事です。言うなれば、数字的に損得という事だけを言えば合併した方がいいのかな、という程度の数字です。もちろん確かに西谷委員おっしゃるように、庁舎の分は入っておりません。仮に庁舎を建設すれば、100億円はかかるであろう。こういった中では仮にそういった事になれば、新市の財政シュミレーションも破綻してしまうというようなものであります。だからそういう意味では、何と言いますかね、明日香村が収入役、助役をおかない、とか職員を2割減らすとかそういった形でされてはおりますけれども、それは当然その無駄、その町におかれて必要であるからこそされている、という風には理解しております。斑鳩町、これまでも行財政改革、ただ今現在3次計画をしておりますけれども、そういった中で歳出の削減、歳入の確保の努力を色々して参りました。確かに今後財政が厳しくなる中で、それらはよりシビアに厳しくやっていくものであろうかと思っておりますけれども

も、何かちょっと期待されているようなものではないという風には理解しております。

西谷委員　　今の課長の説明聞いたら、斑鳩町から見たら合併しても合併しなくても対してシュミレーションとしては違いがないという事だったら、それを素直に受けたとして、そしたら逆に合併して新庁舎の１００億円入れたら、逆に言ったら斑鳩町でいく方がまだましなシュミレーションできるのかなと、僕は今ふっと思ったんです。やっぱり今、課長が言われている中で僕は合併する、しないは住民の意思を聞くんだけど、その中で大事なのは合併に賛成する、あるいは反対するという人が、どっちに転んでも覚悟しないと、という意識をもってしてもらわないとあかんと思う。合併して、農協みたいに合併したらサービス悪くなって、窓口がまとめて、合理化されて、農家の方は便利悪くなったな、合併というのはこういうものやな、という事を農家の方は身に沁みて感じておられますけれども、住民の方が合併するのকাশないのか、になった時に合併は今、少なくとも合併協議会の中では非常にいい事しか出てこないし、マイナス面みたいなのは出てこないんですから、やっぱり具体的に斑鳩町が単独になった時は、具体的にこれ位皆さん辛抱してもらわないといけないですよ、という部分も、両方出して、それで住民が合併するのকাশないのか、という判断をしてもらう材料を、当然入れてもらわないと、いくら説明会しても僕は意味がないのと違うかな、そう思いませんか。合併したらもっとよくなると思ったけどこんなや、となっても具合悪いし、斑鳩町単独でもいけると思ったけどこれだけサービス、例えば補助金削られて、となるのだったら合併の方がよかったという事になってもそれはつまらん話だし、説明不足です。そのためにはやっぱり十分に斑鳩町で出せる最大限の資料というのは、僕は出して、その上で住民の皆さん判断して下さい、これが住民説明会のやり方だと思う。だからずっと一般質問の時にもお話させてもらいましたけど、どうもその辺の具体的な資料が今の雰囲気の中では私は合併に不都合な資料というのは町から出てこ

ないの違うかなと懸念をするわけです。そこであえて聞かせてもらっています。もうちょっと私が言うような形で、例えば一般質問を私がした時に斑鳩町だったら少なくとも斑鳩町の今の負債額であわしたら借金がどれ位あって、住民一人あたりに換算したらどれ位あって、7町になったらどれ位増えるのか、あるいは土地開発公社の塩漬け用地というのは現在斑鳩町ではこれ位あって、それが住民一人あたりに直したらこれ位で、7町合併になったらこれ位に増えるとか、そんな資料が当然この説明会の中では最低限に必要な資料だと思うんですが、その辺はどうですか。

企画財政
課長

これまでも出前講座を何回かさせていただきました。そういった中で今、西谷委員がおっしゃるような、いわゆる基金の残高あるいは町債残高、土地開発公社の借入金残高、そういった事の住民一人当りの額、そういったものもお出しさせていただいております。それは当然これからの住民説明会においてもお出しをしていく資料であると思っています。また、財政シュミレーション、先ほど申し上げてますけれども、そういったものにつきましても当然出していく、出前講座におきましてもそういった説明もさせていただいておりますし、斑鳩町単独の資料としてもお出ししていきたいという風には思っております。

西谷委員

結構です。

小野委員

先ほどの里川委員、木澤委員の関連しての話なんですけど、先日、9月6日ですかね、合併問題を学ぶ会の方から町独自の説明資料について、全所帯への配布を要望いたします、という事で議会へも来てますし、この委員会にも議長と相談の上で配布させてもらっています。議員の皆さんにはもちろんお持ちだし、また一般質問でも私も含めてこの配布について色々要望と言うんですか、こういう具合にすべきだという事も言っております。里川委員はそうしてもう一度再度言うておられるんですけど、私は部長の答弁は不十分だと思うんです。説明会

の当日に配布になるかも知れないというのは、どういう理由でそういう具合にやっていくのか。以前から町独自の、今の西谷委員の質問にも触れていきますけれども、町独自の説明資料を早く出せと、きちっとしたものを出せ、という事を話はしてたのは以前からなんですね。そして正式に住民の方からもしびれを切らして町へも要望を出しておられるんです。9月6日、同じ日だと思うんです。そてについて対応が、それは何か出す事によって合併の判断が誤るような資料になるのを恐れているのか、どういう意味でそれを出さないのか、そして早急に全戸配布はすべきだと思う、資料作って。これは今議会を開いているからではないと思う。一番大事な事なんですよ、合併の問題について。そして住民説明会もやっていくのに、その時に来られた方にそれを出すというような、そういうやり方では、やはり公平な判断を誤らせている基になると思うんです。だからどういう形でも出せると思いますし、合併問題を学ぶ会の方の意見としては、私どもの姉妹都市の飯島町の資料、そういう冊子を早急に作れないかという事も言っておられますし、そういう事はすぐできると思うんです、また行政としてしなければいけない大きな問題であると思いますので、いつまでに全戸配布します、というような見通しをこの場で答えていただきたいと思います。

総務部長 おっしゃっている事については十分承知しているところでございますけれども、先ほど申し上げましたように我々としては、そういった事でできるだけ努力をして参りたいという事で申し上げたところでございます。ただ、今作っている、作成中のものもありまして、そういったものについて、当日までにできるだけ間に合わせたいという事でございますけれども、間に合わない場合には当日に配布させていただいて、当日お越しにならない方についてはまた別にそういった資料をお渡しさせていただくというような方法でしなければならないというようには考えておりますけれども、いずれにいたしましてもできるだけ早い時期に、事前に配るような努力はさせていただくという事で現

在のところお答えさせていただきたいと思います。

小野委員 担当としてはもし間に合わなかった場合の事を考えてそういう風におっしゃっていると、私は理解できるんですけどね、だけど、そういう事を先に前もって言うという事は、何かやる気ないのかな、そのような印象を与えますので、やはりそれはこの問題が、9月6日に学会の方が要望をされてきてからの問題ではないんですよ。合併の問題でのいろんな委員会でも、もう何回か前でも町独自の説明資料を出してほしいという事を、全委員が言っているんですよ。それでなかったら、私ら議員としてもなかなか判断つかないという事を言っているんです。その資料作りを全然やってこなかったという感じになるんですね、私らから言えば。それらについては早急にやって、全戸配布というのは、説明会のあとで配布するんだったら意味がないと思うんですよ。だから誰かも言ったように、両方の資料を見て、そしたら説明会に来ようと、木澤委員かな。やっぱり両方の資料を手にして初めて、本来は同時に配布して欲しかったんですけどね。それで、これだったら、住民に問題意識を持ってもらって説明会に臨んでもらうという形でなかったらおかしいと思う。ただ、私は説明会というのは協議会の方からの説明会ですので、またちょっと違った意味もあると思うんですが、ただ、私どももこの後に住民投票を控えていますので、今の討論の中での色々な話を十分踏まえて対処してもらいたい。それとね、昨日なんですけど、西和市を実現する会の方から陳情書が出ました。それで、朝から議長から相談を受けまして委員長にも報告という形になりましたけれども、この場で、この委員会で配布という事にしております。当然この陳情の内容については、色々一般質問の中でも討論してたと思うんですが、この陳情も同じように町当局にも出されているとお聞きしておりますが、内容的には今まで言っている住民投票実施のお願いについて、実施する4町が同じ日に実施するよう調整して下さい、という事なんですけど、私も一般質問でこれに触れてましたけどね、その後調整できるような状態になっているのか、調整するために

斑鳩町がどのようにしているのか、今の段階で少しどれ位の事をしたのか、という事も動いてないのだったら動いてないで結構ですけど、ちょっと言って下さい。

町 長

西和市の実現に向けてのこの関係答弁について、小野議員がこの住民投票について4町統一したらどうか、という事でこの関係等についてはもう皆がひとり歩きしてしまって、情報が平群町は11月7日、王寺町は12月5日、上牧町は1月にするという状態で、私の方から統一して下さいとかそんな話持っていける状況ではないと思う。この状況を判断しながらやっていかなかったら、なかなか難しいのではないかな。やっぱり王寺に合わせていくのか、あるいは平群に合わせていくのか、上牧に合わせるのか、その辺がありますけれども、いずれにいたしましても、まだ調整等ができておらない、またどこからもそういう事がございません。ただ、どういう動きが出るのかみんな見ておられるだけであって、この状況というのは私は難しい状況であると思います。できれば4町が統一して住民投票をするのがベターだと思いますけれども、この関係等についてはそれぞれ皆さん方が情勢を伺ってという事で、私の方からあえて王寺、平群、上牧へこういう日でどうですか、という事はあえて申し入れはしておらないし、またする気はございませんし、情勢を伺った中で考えて参りたいと思います。

小野委員

言いにくい所も、町長きちっと答弁していただきましたけどね、一般質問でも、調整していこうというような、これは町としての全体でまとまった答弁として私らは、議会としては受けとめてます。町長は個人的に今はしないという発言をされてますけれども、町としては調整をしていこうと。それを情報がひとり歩きしている、確かにそうです。そしてひとり歩きするからこそ、なぜ早急にリーダーシップを発揮して、住民投票を同じ日にする方がいいと行政として考えているんだったら、やっぱり努力すべきだと思う。予想外で、また、斑鳩町議会ではその事で一般質問という、議会からのそういう提案もあってそ

のように調整していきたいという方向をはっきりと本会議で話されてるんですよ。それを、今その状態でできません、私はやるつもりはないです、とそんな答弁をこういう所でされるという事はどういう事なんですか。議会軽視も甚だしいですよ。そして、それもこうして西和市を実現する会が陳情して来て、この委員会でも議長と相談させてもらって配布させてもらって、その事についてどう思っているんですか、という質問をしてる中で、そのように答弁されるというのは、これはちょっとどういう事か、私には理解できないです。だからもう調整する気はないんですか、そしたら。それは町として公言されたらよろしいんですか。

町 長 調整する気があるとかないとか、各々やっぱり平群町は平群町、王寺町は王寺町、上牧町は上牧町でその中で、新聞等の事例によっては上牧町は1月にするとか申し上げておられる中で我々としてあえて、この日をしましょう、という事にはなっていない。その中ではあえて法定協議会の関係等について、その中で一回皆さん方集まっていたいて、そういう事にしようかという、会長でもそういう事ができてくれば恐らくそういう風にまとまっていくと思いますけれども、あえて私の方から王寺町や平群町や上牧町へ行く気はございませんし、またそういう事については、恐らく行ったら、うちのうちで考えているから、という事になってしまうと思いますし、以前もそういう事もございましたから、私はあえて情勢を伺いながら、できれば4町が統一した日に設定できれば一番幸せだなと思っております。

小野委員 もう一回だけ言うておきます。この事について、斑鳩町議会で一般質問等で、議員がひとりで言っていたのではなくて、議会が一般質問で言って、それに対して答弁してるんですよ。通告もさせてもらって。だから斑鳩町議会がリーダーシップを出してそれで話をしてもらえるものだと、様子伺いするだけだったらなぜ私らが一般質問して答弁いただいているのか。会長が話を持ってくるまで、様子伺いですよ、そ

んな事で斑鳩町の行政を預ってる人間のやり方としては私はおかしいと思うんです。やはりしっかりとした信念を持って、議会が申し上げている事に対して、答えた事には責任もってリーダーシップを発揮していただきたいと、そのように申し上げておきます。

三木委員　私も今の住民投票の4町が、同日でやるべきではないか。小野議員が言ってますのであえてと思いますけれども、いち委員として、私も9月議会でも質問しております。その時の、たぶん植村部長だと思えますけれども、できるだけ合わせるように前向きに調整していきたい、というそのような答弁だったと思うんです。ですから繰り返しますけれども、今の町長の答弁だと非常に後ろ向きな、うちの方から積極的にやっていかないというような、答弁が出ました。最後の答弁はちょっと訂正していたようでございますけれども、やはりこういうものについては、小野委員からもあったように、斑鳩町がどんどん、どんどん引っ張っていくという形で一緒にやっていこうという事を示していただくべきだと私も思うわけです。そういう意味ではやはり各町のあれをしているようだという事ですけども、やはり各町みんな特別委員会も開いてやってきているわけですから、それなりの日にちも決めてきているものと思います。ですから各町のいろんな思い、日程調整があるんでしょうけれども、やはりその辺のところは4町の理事者の方で調整いただいて、斑鳩町がリーダーシップをとっていただくようにという事をお願いしておきます。それから説明会と情報提供の件ですけども、これは私の6月の一般質問でも言いました。斑鳩町独自の情報提供をできないものかという事で質問させていただきました。その時の回答が、法定協が終わって、法定協の情報、それを参考にして、やらなければならないという事を発言していたわけですけども、私達はやはり情報提供を早く出してもらいたい、独自のものを出示してもらいたいという事ですけども、法定協が出るまで、出るまでという事でここまで待ってたわけです。今回もう出たわけです。実際にはもう河合町辺りは独自のやつが出てるわけです。それで、私も早く

出してくれと言うのは、それを見て今度私たちなり、私なりがそれをある程度分析して説明できるように町はこうだけど、こうなんだ、突き合わせてこうなんだ、という事を説明したいわけですよ、自治会であるとかですね。ですからそういうものが早く欲しかったわけです。やっぱりここへ来て今の答弁ですと、うちが12回やる説明会のその時にという事らしいですけれども、当然法定協の資料を見てからという事もあったんでしょうけれども、見てからではなくて、当然その前から出てくるというのがだいたい15回もやっていたら分かっていると思うんですね。きた時には独自のものが出せると、それと皆さんに全戸配布をして、皆さんがそれを見て、行けない方もそれを見て斑鳩町はこういう事か、というのが分かったうえでまた住民に説明会をすべきだと私は思うわけですね。その辺について、説明会のあり方について、ちょっと後手後手に回っているのではないかと思いますけれども、質問としてはだぶりますけれども、できるだけ前にもってきて、全戸配布をするというような事も実際にはできますか、それとも先ほど質問があったように、ちょっと難しい状況ですか、もう一回お聞かせ下さい。

総務部長 先ほども申し上げましたように、我々としてはできるだけ努力をして参りたいというように考えております、よろしくお願いいたします。

委員長 ちょっとすいません、私の方から。部長、できるだけ、と言わないで、ここまで皆さんが心配しておられるのだから、せめて、できる、とかはつきりとした返事をしないと審議完全に進まないと思いますよ。一般質問なり、提案主旨説明の中でも、私この間委員会でも読み上げましたけれども、これだけいい事を皆さんに言っておられるわけ。皆さんが求めておられる情報についても、できる限りの確に提供していきたい、まだ色々ありますねん。このくらいいい事を言っておきながら、今のような答弁では、私は皆さんに納得してもらえないと思う

んですよ。だからやっぱり最大限努力して、できるだけやりたい、だけでは、職員の皆さんには大変厳しい日程だと思うんだけど、もっと早くからやっていたらこんな事はないわけ。そこらをもうちょっと的確に答弁していただきたい事を委員長として申し上げます。

総務部長 最大限努力いたします。

委員長 同じあれではね。

総務部長 おっしゃっておられる、ご期待にそえるように努力し、そのように間に合うように致します。

小野委員 今、三木委員が言ってはるでしょ、今までから法定協の資料ができるまでにはします、という答弁しているんですよ。今まで何をしていたんですか、独自の資料作りは一切してなかったんですか、だからまずそれを詫びて、今からやりますという事で言うべきだと思うんです。いつからその独自の資料作りを始めてたのか、はっきり言って下さいよ。

総務部長 独自の資料も色々ございます。そういった中で従前から取りかかっているものもありますし、新たに作るという事の中で、やはり前に申し上げたそういった関係の事については、なし得なかったという事については、我々約束した事にならなかったという事については、申し訳ないと思っております。そうした中で先ほど申し上げましたように、説明会までには何回もご心配かけて申し訳ございませんけれども、我々としては努力し、間に合うように作成いたします。そういった事で当日までには配布をするという事にさせていただきたいと考えております。

小野委員 当日までというのを全戸配布します、先に。同時に出すように色々

議会からも要請をかけてた。それでいろんな独自の資料作りをするのにどんな要素が入ってきて今までそれが出来なかったかというのが疑問なんです、どんな状態が変わったのか。合併しなかったらどうなる、という事は、はっきりとしたシュミレーションができるはずなんです。そこらの事もしっかりと踏まえて先ほどちょっと触れましたけれども、飯島の資料もお持ちなんですよ、同じようなものを作るはずなんです、同じように。それを何もしてなかったんですよ、だから今ここですぐ出せと言ってもだめだけど、当日までという言葉は、もう言わないでほしい。なんとか全戸配布しますという事だけを、前もって。でないと私が先ほど言ったように、両方の資料を見て住民説明会に行こうか、という人が増えてくると思うんです。住民説明会が少なかったらいいという問題ではないですよ、最大限、説明会に来てもらって、正しい判断をしてもらうために私らは最大の努力をするんです。それと、この件と先ほどちょっと質問するのあれだったんですが、私の一般質問の中で、部長聞いといてよ。行政の出前講座について、自治連合会での出前講座の際、自治会の会長さんからこの住民説明会を補完するというんですか、その意味でも出前講座に積極的に応じて下さいというような意見があったし、自治会としても自治会長の中でも要請をしようというような動きがあったという事なんです、それで資料として今回付けていただいているんですが、4ヶ所は決まっていると、後の2ヶ所が今、希望されているという事で、いろんな自治会が住民説明会までにそうして要請してきておられるという事ですが、その自治連合会での意見の中で、私も一般質問にも言いましたように、こちらからPRする方法とか、再度その時に自治会の会長さんがどれだけ出席だったのか、その会長さんがどんな認識でおられたのか分かりませんので、全自治会にこういう事を、出前講座も予定してもらえたら、というような、こちらからの働きかけという事は出来ないんですか。

総務部長 | 住民説明会でその関係、全てが来ていただければいいんですけれ

ども、全てが来られたら会場の問題で入りきれないという問題がある中で、ああいった調整をさせていただく中で、それを補完するという事で行政の出前講座というような事でとらまえていくという話の中で、できましたら我々の方で情報として自治会の方へ出前講座もやらせていただきますよ、というような働きかけもしていかなければならない、そうする事によってやはり皆さんに同じような情報を提供し、理解してもらえるとというような事になるだろうと考えております。

小野委員 その中で、私の自治会、錦ヶ丘なんですが、希望されている自治会という事で、確かに自治会長からも相談受けてるんですけども、各戸にアンケート、出前講座を要するか不用かというアンケートを取っておられる。会長の真意が分からなかったからちょっと聞いてみたんですけどね、私どもの自治会館は最大50名位ですので、錦ヶ丘は200何所帯ありますから、出前講座をします、と言っても入れなかったもいけないし、そういう事もあるので一応出前講座をする、という事でアンケートを取ってるという事で、これは自治会の。仮に100名が希望されていたら2回お願いしないとという事でやってますので、是非とも町の方から住民説明会の案内もされたという事ですし、各自治会にそういう働きかけを文書をもってやってもらいたいと思うんですが、どうなんですか。

総務部長 先ほどお答えさせていただきましたように、積極的に対応するという事で文書をもってそういった出前講座もさせていただきますよ、というような働きかけもしていかなければならないと考えております。

委員長 飯高委員すいません、どうぞ。

飯高委員 住民説明会の内容については、当然十分大事なんですけれども、その前に果たしてこの住民説明会にどれだけ来ていただけるのか、という事がもう一つ重大になってくると思うんです。それが強いては当然

住民投票の事について、大きな影響を及ぼしていくという事から、例えばポスターですね、ポスターとかチラシを各自治体に何枚か配布して、注記を促すと言うか、そういうムード作りというのが大事になってくるのではないかなと思うわけなんです。実際に色々町民の方々から聞く事については、例えば平成18年の1月1日に、この間新聞に載ってあった、1月1日に新市になるんですね、という感覚でおられる方が多々いるわけですがけれども、やはりやっぱり将来、斑鳩の将来を見据えていく中においてこの一点が大事だな、住民説明会を自分が聞いて1票を投じるという、それはやはり当然町をはじめ、また我々、住民の方々が三位一体となってこれを考えていく上において、やはりいろんな手をうつ中で、今申しあげましたポスター、チラシを配布して、極力来ていただくという方法で考えているんですけれども、この点についていかがでしょうか。時期的なものもありますけれども、どうでしょうか。

総務部長 色々なご提案をいただいておりますけれども、我々としては出来るだけ来ていただくような手立てを講じなければならないと考えておりますので、それについては、ただ今言っていました事も含めまして検討して参りたいと思います。

里川委員 すいません、先ほどからの議論を聞いております中で、非常に各委員さん、やっぱり前もって資料を提出、委員長をはじめ、望んでおられますし、町民の皆さんも望んでおられるという中で、ちょっと一つ確認をさせていただきたいんです。先ほども申しあげました9月26日が1回目が10月2日に変更になっているという事が、私はこれは逆に幸いしてるんじゃないか、という事でお尋ねをしたいんですけれども、斑鳩町は10月号の広報は自治会長さんの方へいつ卸す形になるんですかね。月末の何曜日とかってなっていましたよね。

企画財政 10月号広報につきましては前月、9月の最終木曜日、従って30

課長	日という事になると思います。
里川委員	非常に説明会の日にちと接近しておりますけれども、鋭意努力して いただいて、今、具体的な日にちを私は提起をさせていただきました けれども、各自治会長さんの所へ広報を卸す日程があるわけなんです から、せめてその日程に合わせて卸せるように、具体的な提案を私は しておきたいと思います。そして自治会長さんの協力を得まして極力 説明会が2日から始まるという事で、極力早く各戸へ配布をお願いす るというような形で、是非ともそういう形で進めていただきたいとい う事を再度具体的に日程的なものを確認させていただきながら、要望 しておきたいという風に思います。
委員長	他にございませんか。小野委員。
小野委員	先ほど始まる前に課長とはこれ、1回配布されたのと住民説明会の 日程表とは違うものですので、その点どのようにね、このまま変更にな りました、と言って出していくのか、当該対象自治会にだけ出され るのか、どのようにして、10月2日の、以前配布されたのは午前1 0時でいかるがホールの小ホール、これが色々な会場の関係等で午後 3時、いかるがホールの研修室という風に変わったというのは、再度各 戸配布という形でされるのか、同じ物来たといって見られても分かり ませんので、分かるように変更したという事が分かるようなもので早 めに出していただきたいと思うんですが、何か考えておられてるの ですか。
企画財政 課長	対象自治会につきましては、はっきりそういう形で分かるようなも のをこの木曜日にお渡しをしたいというように考えております。また、 その対象地区の自治会外につきましては、回覧という形で対応したい と考えております。

小野委員 どころが変わったという場所だけね、もっと分かりやすく、このまま
また回覧お願いしますという事になったら、回覧で回ってきた人にと
っては同じもの違うのか、という感じで見てしまうと思いますので、
そこら、それこそ変更になった所をもっと分かるようにしていただき
たいと思います。それは今週の木曜日に出すという事でよろしいです
か。

企画財政
課長 おっしゃるように、変更の個所がはっきり分かるように、単に訂正
したものをお出しするのではなくて、こういう風が変わっていますと
いう事がはっきり分かるような形でお出しをしたいと思います。なお、
今月 9 月 3 0 日の広報の発行まではいわゆる自治会とお約束してまし
た文書発送日はございません。その関係で郵送をさせていただきたい
と考えております。

小野委員 自治会に、文書発送は自治会とは木曜日、という一応の協定という
んですか、話はできてるけど、それ以外にお願いにいくという事で説
明してもらったんですね。それは、郵送で自治会長に送ると、それこ
そ、一応木曜日という事で決めておられるので自治会長困られると思
うから、説明しながらいくべきだと私は思うんですね。そこらは何故
郵送で済ませてしまおうとするのか。

企画財政
課長 いわゆる対象地区の自治会につきましては本来対象地区でございま
す、そういった事で自治会長さんに足を運びまして説明もしながら行
きたいと。ただ、対象地区外につきましては、全自治会 1 1 0 幾つが
ございます。都合もございますので、そういう形で対応させていただ
きたいと思っております。

委員長 小野委員よろしいですか。
他にございませんか。松田委員。

聞くべきなのかどうか分からないけれども、先ほどの答弁を聞いていて、あるいは質問を聞いていて、疑問に思うんですけれども、住民投票の実施時期を合わせとか、何とか議論がありましたね。実際に現状を見てみますと、実施日というのはそれぞれ4町が思い思いの日を設定を今してますよね、これが1つ。2つ目の関係について、私は新聞などを見て承知をしてるわけなんですけども、投票資格者の関係ですね、これも違いますね。だから4町が必ずしも一致していないという風に思うんですよ。それは外国人を含める、含めない、にかかわるだけではなくて、年齢についても違いがあるわけですね。20歳という所と18歳という所が出てきている。それから、投開票の条件ですね、例えば投票率が50%以下の場合には開票しないという所と、これは新聞報道だけですから私は分かりませんが、例えば王寺などは、50%以下であっても開票するという風に言ってますね。それと、7町の合併の是非を問うという事だけの条例内容のものと、そうでなくて、7町の合併の是非なのか、あるいはもっと他の選択肢を選ぶことができるのかどうかという内容のものの住民投票になっている所もありますね。そうしますと、色々と7町のうちの4町が取り組んでいる住民投票の内容というものが、みんなばらばらなんですよね。そのばらばらなものを、果たして一致してできるようになるのか、ならないのか、非常に疑問だと思うんですよ。この辺を10月2日から行われます説明会でも住民投票の意義について、強調されているように、先ほどから言われているように、斑鳩町だけで実施するならいいんですけれども、関係する動きがあるなら4つの矛盾点というやつをどう調整していくのか、果たしてそれが可能なのかどうか、という事になると先ほど町長も言われているように、非常に難しさがあるのではないかと。また、全体の4町のそのものが、3町はやらない、と言っているわけですから、あとの4町の関係については、住民投票はそれぞれの立場で行うというように見ていると思うんですよね。そうしますと、何か7町の合併というものが彼らについて一体どう思っているのかな、結論が出ているような印象さえ与えてしまう、

というような関係で次の選択をどうしたらいいか、という事を各町が恐らくしかけているのではないか、この住民投票の内容は。という風に考えている事さえできると思うんですけどね。こういう関係で説明会を開いて、住民投票をやりますよ、と言っていかにも住民の意思を尊重するように言っているけれども、中身はばらばらであるという関係ではかえって混乱をもたらすし、住民の不信感をもたらす事になるだけではないのかなというように思うんですよ。従ってどういう結論になるかどうかは知りませんが、これは斑鳩町が・・・する事ができるのかどうか、これはちょっと色々あると思いますけれども、これは広域7町の関係については、この辺はある程度まとめとかないと、このままで日にち突っ込んでしまうと、色々混乱をするという事になりはしないか、という風に懸念されるんですけども、どうなんだろうかね、その辺は。だから努力するとか何とか形の、簡単な問題ではないと思うんですよ、これは。かなり深刻に、真剣に、せっかく今日まで積み重ねて色々と努力をされている事は分かるんですけども、ここの所で各町全然調整がつかずに、ばらばらになってしまっている。このままで説明会の日を迎えてしまうという事について、この合併論議というのは、そんなものかな、という風にさえ疑わしくなってくる状態が出てくると思うんですよ、その辺についてどうお考えなんだろうかね。会議に出ておいでになる皆さんにお聞きしたいと思います、事務局がどうのこうの、とか斑鳩町の担当者がどうのこうのと言える問題ではないと思うんですよ。だから、この事についての集約をどう図っていくかという、それは委員長も大変だと思います、これね。まとめようがない、この内容そのものがそうですから。この辺について一体どうなんだろうかね。本当に足並みを揃えるという、いいにしろ、悪いにしろ、取扱う方向としては足並み揃えるという形のものが取れるのか、取れないのかという事ですよね。この辺は極めて私は重要だと思うんですよ。だから投票する日だけを合わしただけではどうにもならない、だから今までの例にもありますように、合併論議の所については、例えば新庄と當麻の関係ででも、最終的には条例

案の内容というのは投票条件というのは一緒にしてしまったんですよね、別にやってますけど一緒にして、同じ内容のもので住民の意向を聞くという事をしたわけですね。今回の場合はそうではないわけですよね、7町の場合。このままで進行していったらどうなるんでしょうかね。その辺お答えができますか。

町 長

松田委員のおっしゃっていただく通りだと私は思いますし、いずれにいたしましても、広域7ヶ町の関係で、今会長が河合の岡井町長でございますし、また副会長が三郷の秋田町長ですし、生駒郡の場合は私が会長で副会長が秋田さん、という事で平群と斑鳩という関係等についてはこれは調整等は我々としては話がしやすいであろうと思いますし、王寺・上牧の関係等については岡井会長にお願いするしかないだろうと思いますし、その辺がどうあるのか、そこらの我々からそれを言うのか、王寺の日が決定されるのか、構わないでくれ、俺ところはもう決まっている、という事になってくるのか、そこらは私たちの出方が難しいと思いますし、平群は仮に以前から11月7日という事で選考されてますけれども、そんな事は一切言った事がない、という事を町長明言されていますから、恐らく日程的には住民投票を同一にする事が一番望ましいという事を、平群の町長もおっしゃってますから、ただ、王寺・上牧の関係等はどうなるのか、という事がございますから、そこらは調整が、私はできれば岡井広域圏の会長が中に入って、調整をしていただければ一番ベターであると思っておりますけれども、果たしてそうなるのか、ならないのか。我々としては一応、松田委員がおっしゃっているように、生駒郡の関係等については、平群と斑鳩の関係等については調整は図れると思っております。

松田委員

僕はそれもですね、かなり集めてみないと疑問点があるという風に思うんですよ。と言うのは実施日だけの問題ではなくて、私が承知している限りにおいては、資格要件の関係が平群と斑鳩町との条例の関係が、違いがあると思うんです。この関係をどう調整するのかという

事もあって、だから日時の関係を、例えばできるという関係での調整という事だけなら、私は可能だと思います、ある意味では。だから条例内容の関係については、ほとんど同一なんですけれども、資格条件に違いがあるわけですね。外国人の取扱いの関係が違いますね。年齢の関係が違いますね、今の場合。この関係をどう調整するか、という事も含まれてくると思うんです。そういう事が果たして可能なのかどうか。可能な状態にしようとすれば少なくとも実施日の関係はそういう事で双方で調整するとしても、資格条件の関係の所などについては、これ、どちらの文書に應ずるという事にする事になっていくのかどうか分かりませんが、それらについても調整というのは簡単ではない気がするんですけれども、実際ありませんか。他の所の関係は実施日の関係ですけれども、王寺町との関係は中身が違うと。上牧の関係はあまり十分承知してないんですけれども、だいたい平群などとよく似た形のものになっているんじゃないでしょうか、と思うんですけれども、その辺の分析をしてみて、どこに違いがあるのか、どこがどう調整をしたらいいのか、という事も十分な検討をされて対応していないといけないのではないかなという風に思った一人ですけれども、私は全部それぞれの町の全文を見て、物を言っているのではありませんで、報道されている内容から見てそんな感じがしましたので、もし理解が違うようでしたら改めて・・・ございませんで、その点についてお聞かせいただけたら結構かと思います。

町 長

平群町は18歳以上という事で、それと外国人の投票を認めるという事でございます。私は先ほど松田委員の中で申し上げたのは投票日等については、今松田委員もおっしゃっている、条件等については、平群町の場合は3月議会に理事者側の方から提案をさせていただきますし、私どもは6月議会で議会の提案という事ですから、そこら色々と調整していく。ただ、18・20歳これは違いがあると思いますし、その辺の調整はなかなか難しいんじゃないかなと思ってますし、ただ、投票等については調整はできるという事で、松田委員のおっし

やっている条件等についてはなかなか平群と合わせるのか合わせられないのか、私の方が議会の方からの提案でございますし、その関係等について・・・していかなければなりません。王寺の場合は賛成、反対、先ほどおっしゃていただいたように、また他の枠組みという項目があったりしますし、上牧町の場合は18歳、上牧と平群は同じ・・・斑鳩の場合は先ほど出ましたけれども、王寺は賛成・反対・また他の枠組み、という事がございますから、その辺が、ただ私は投票そのものについては、できれば4町一緒にしていただけたら一番いいわけですし、そういう風になればな、という事で思っておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、平群と斑鳩あたりは調整が・・・あるいは王寺、上牧等についてはそういう点では河合の岡井会長に中に入っていただくのか、どういう点で調整をしていただけるのか、それを含めて考えていかなかったら、なかなか難しいのではないかな、という事を申し上げておきます。

松田委員 率直に申し上げて、確かに投票日とか実施日を決めるという事についてでも色々問題はあるんでしょうけれども、問題は7町の合併協議の関係は少なくとも法定協議なんですよ。しかも住民請求によって行われているという、ここの所が違いがあると思うんですよ。だから今になっていわゆる幾つかの選択肢を求めながら、条例内容ですね、求めながら住民投票をかけるという関係でしたら、法定協以前の問題として私は考えられる事だと思うんですよ。法定協の関係が持たれて来ている状況というのは、7町の合併、是か非かという関係だけに限定されているんだと思うんです。そうしますと、そうした内容のもので・・・されていかないと、いくつか選択肢があるとすると、これは色々異なった事になるのではないかな、という風に思うんですね。だから色々疑問があるにしても、日時的にもこのままでそれぞれの・・・で突っ込んでいくんだ、というならそれでやむを得ないのかどうか分かりませんが、極めて私はそういった面について、いわゆる斑鳩町の関係については少なくとも住民請求による、いわゆる法定協が

立ち上げてきている、他の所と随分違うわけですね、この辺の関係がどう認識されてどう扱われようとしているのか、いう関係はこの条例内容の関係については位置付けがきっちりしてないと思うんですよ。この辺の議論をかなり、合併協の方でやってもらわないと、そして結果的にこうなった、という関係ならいいんですけども、住民請求によるところの法定協から立ち上げたという条件の違いというものについてどう認識しているのか、そこから出発した議論をしてもらわないと、これは非常に住民の・・・するのではないかなという風に最近の取扱いから見てしみじみそう感じるんですけども、そういう点については十分留意してもらいたいし、この事がはっきりしてくれ、という風に住民から言われても現在のままでやりますと、この説明会が実施されてもお答えのしようがないんじゃないでしょうか。先ほどから言われているように、単に事務的に答える事しかできない、事務的にと言っても、自分はどう思っているんだ、という事さえ言えない。という状況になるのではないかなと私は思うんですけどね、説明会に出られる人、説明会に出る人も大変なら、聞く方も全然分からないという事になってしまわないか、という風に思うんですけどね。何かやっぱり調整をしてもらうような方法はないんでしょうかね。

町 長

松田委員のご指摘の通りだと思いますし、ただ、この関係等については私も以前から申し上げておりますように、とにかく18年の1月1日という設定をして、それに遡ったらもう17年の3月までに県議会の関係等について諮っていかねばいけない。日程的な問題で以前からも住民説明会をするのが、当初の6月くらいから9月にずれ込みますよ、10月になりますよ、という事を申し上げてきているわけですね、その中で私は王寺町にしても上牧町にしても住民投票条例が、早かったら6月でも、あるいは出ておっていただいたら、ある程度調整はできていくのではないかな。もう今9月議会ですから調整と言うよりも、なかなか日程的、時間的にもそういう余裕がございませんし、新聞等も事例しか見ておりませんし、そういう事で法定協議会も

一応議員の定数等の関係、選挙区の関係等を残して、継続審議でございますから、その辺の事を考えますとかなり難しい。先ほどから松田委員も西谷委員もおっしゃってますように、合併そのものについてのシュミレーション示したら、これでいけるのだったらいい、しかし斑鳩町単独でいく場合はどうや、という事を言われたら、やっぱり我々としては町長、助役、収入役、あるいは職員の給料を下げてでも、あるいはある程度またそういう改革をしていかなかったら、絶対に出来ないので、そういう事も踏まえた中で、財政担当はシュミレーションそのものについては、何もなかった場合このままでいきますけれども、しかし国としても今、三位一体の改革でもすでに2005年の関係でも、3兆2千億、あるいは次の段階で3兆何億というカットをするという事ですから、義務教育の関係もカットされますし、そういう事を考えますと、やっぱり先先が読めないという所に私は大きな問題がある。庁舎の関係でも、王寺に庁舎を置くとしたら、結局本庁舎を新しく作るとしたらやっぱり100億、100何億かかる。それでも全てが特例債でいけるという中でも3割は負担をしなかったら、必ず3割は借金なんですから、必ずしも全てが満額金を貰えるわけではないですから、やっぱりそれは負担として返ってくるわけです。そういう事も踏まえた中で、私はやっぱりこの関係等についても、何か法定協議会そのものが、一応今15回で終わったという事になってますけれども、私は最後の詰めはこの関係の住民投票の関係も、整理をしていただいて、議会の関係等の継続の関係も早くしてですね、住民説明会に臨めるという関係を持てばある程度よかったのではないかな。ただ、今はそういう形でなっておりますから、松田委員がおっしゃっていただくように、調整的に時間等考えますとなかなか難しいのではないかと、という事でございますので、答弁になるかならないか分かりませんが、そういう点で一つご勘弁願いたいと思っております。

小野委員 今、松田委員からのいろんな質問の中で、私も法定協議会の委員と

して行っておりますし、当然条例というものは町の事情にマッチした条例であるべきだと私は思いますし、また、今回の住民投票条例につきましては、4町とも提出の仕方というんですか、斑鳩町は議員提案させていただいた。その中でやはり議決されたその状態と、その条例が・・・法令とかに違反するとか言う事があるようでしたら再議という形、それも町側ではされてなくて条例は制定されている。その中で、私も含めて質問させていただいて、住民投票をするのを同じ日にした方がいいのではないかなという事で提案させていただいたら、町当局としてもそれは調整しようという事でこの議論になっていると思いますし、先ほど町長が、岡井会長等が調整したらいいの違うかという意見、私は聞いたのでね、それは町長違いますやろ、という事で私は斑鳩町の町長がそういう具合にして答弁しているんだから、その調整した方が好ましいと思うんだったら、リーダーシップを発揮して下さい、今この場で、そんなん無理です、まして岡井町長はね、これはホットタイムスに掲載された分なんです、岡井町長は会長としてでもなく、岡井町長としてははっきりと公言されているんです。この前の集会でもはっきり言っておられます。私は住民投票をこの問題でするべきじゃない、以前に桜井の長谷川市長もおっしゃったように、それはしない、という事をはっきりと明言されていますし、その人が法定協議会の会長だからこれらの事で私らが決めた、各町で決めた条例の事で調整してくれ、とそういう事を持っていく事自体が、私はナンセンスだと思うから、先ほど町長リーダーシップを発揮して下さい、だから質問はそれで終わっているんです。それらの事を状況をしっかりと私は認識してもらう事が大事だと、でないといつにする、とかいう議論は、議会の方から提案した、同じ日の方がいいの違いますか、と言った事でそうした方がいい、という理事者側の答えですからね。それを法定協に行っている町長が調整するべきだと思うし、また先ほどは生駒郡のどうのこうのとかいう話があったけれど、やはり今、広域7町で話しているから、4町ですか、条例化されてきたという、その町長らで話し合いをしてもらって、そしたら一緒にしようと。それでだめなんだ、

日程的にもだめなんだという事になった時に、だめでしたという事で、私はそれでいいと思います。必ずしも同じ日にしなくてはいけないというものでもないとは思ってますし、ただ、今までのいろんな住民投票での議論の中でやはりきちっと交通整理しながらいくのが行政の長たるものだと、私はそのように申し上げておきます。

委員長

答弁はよろしいですか。小城町長。

町 長

私も小野議員も住民投票は4町が統一して投票されたら一番いい、誰でもそれは思ってますよ。それはベターなんです。けど小野委員おっしゃったように、そういう事がもう以前からもそういう問題あるわけでしょう。仮に西和市の下に斑鳩とか三郷とか平群が付きますよ、という話の中でも、そういう事を上牧町に言ったわけでしょ、そういう事でも上牧はうちに関係ありませんとおっしゃっている中でしょ。そういう所をあえて私の方が言う事を、前に西和市の下に斑鳩が残りますよ、という事で上牧の町長さんは、そんなん西和市の下みたいな・・・もう結構や、という事でありましたな。そしたら助役さんと皆さん方が上牧へお願いに行こうじゃないか、という話もあった中で、上牧は、うちはもう付かないから、何も付けないから何も別に要請してもらわなくてもいい、という事もあったわけです。そういう事を踏まえた中で私はやっぱりそういう点も踏まえる中で難しい要素はあると。しかし出来るだけ、仮に12月5日という事が設定をされているんだったら、それに合わせていく可能性、努力というのは、どこから出たのか分からないですけども、王寺町が12月5日という話をされていますから、それに近づけて、その日に合わせていこうという事で、努力はしていくという話は一般質問の中でもさせていただいておりますけれども、我々としては仮に12月5日という事を設定されたら、そういう努力をして、できるだけ4町が足並み揃えて12月5日というような形でも持っていきたい、それがだいたいタイムリミットのそういう日程になっていくのか、あるいは1月でも可能であるの

かという事で、恐らく上牧町は1月頃という事になって新聞紙上には出てますけれども、そこらの関係等があるから私は慎重に、そういう点ではやっぱり統一する事が、やっぱり4町足並み揃って投票したら一番いいという事を申し上げてるわけでございまして、そういう努力は当然していく事は大事ですけれども、そういう中で仮にうまくいかなかった場合は、これはご勘弁願いたいという事だけであります。

小野委員　町長がおっしゃっているのは、町名を下へ付けるか、という時の議論の時だと思うんですが、まず町長が認識されているのは間違っていると思うんです。私は先方の議長と話をする為に、町長には話をしません。それと助役も一緒に行ってもらってません。私どもの浅井議長と私とで、アポなしで押しかけて行きました。吉川議長と内容についての打ち合せはしました、どういう事だと。それでその中でお互いの気持ちがあるからどこかで調整をしないといけない、という事で、それ以後は何らアクションを起こしてません、それを拒否されたのでもないんです。私どもは上牧町の名前をできたら取りたいという意味も、私は理解します。斑鳩町の名前を残したいという事も話して、それで分かれて帰ってます。私は今町長に、その努力をして下さい、上牧町がそうして報道では12月とかいうのが出てるとか平群町が11月7日とか、これは私も平群町の町長から聞いてます、ただ、確定したものではないという事を私は認識しています。だからそれを調整する努力をして下さい、という事をお願いしてるんです。上牧町も、私もそうして行ったんです、上牧町が名前を残すべきじゃない、という意見を言われたから、私は議長と一緒に行って話をして、結果、調整案として出たのが、その事については各町で調整をする、合併までに。その流れで斑鳩町の住民は、町長の言葉を借りましたら、斑鳩という名前を残したいという人が大半だという事があつたし、議会の皆さんも斑鳩町という名前を残したいという事ですので、それだけの努力はします、そして調整案・・・だから今の同じ日にやるのが理想だとか、そういう事だったら町長、努力して下さいと私はお願いしてるんです。

だからその事をはき違えて、そういうような発言をされるのはちょっとおかしいと思います。またよろしくお願いします。

委員長 よろしいですね。他に。三木委員。

三木委員 私もですね、この住民投票の日にちの件と、それから年齢の件、投票率の件、それから永住外国人の投票権の件、これにつきましては以前から私はこれは同じに揃えるべきではないかと、投票日も含めてですが、という事を私は言ってたと思うんです。やはり今法定協では42の協議を全部終わりました、43の選挙制度と議員の定数の問題だけは継続審議になっておりますが、やはり全部法定協とする事は、7町の委員が全部賛成でもってそこまで築き上げてきた。ですからこの住民投票の事についても、私は4町が足並みを揃えるべきではないのか、という事で主張をしてきております。一昨日の学ぶ会のシンポジウムにおきましても帝塚山大学の中山教授が講演なさってました。その時の2つの質問の中の一つが、やはりこの住民投票について、4町が足並みが違う、今言ったように年齢も含めてですね、この辺について先生はどういうご見解でしょうか、という事に対して、それはやはり全部が一緒に揃えた方が公平であるでしょうね、と私は思います、というような意見でした。ですからやはり住民投票については、やはりちょっと時間がなかったのかなと、もう少し時間をかけてじっくりいくべきではなかったのかなというような気がいたします。意見として申し上げておきます。

委員長 答弁よろしいですね。他にございませんか。
ないようでしたら、これで質疑を打ち切りたいわけなんですけれども、私の方から2点ほど理事者の方へお願いを申し上げたいと思いますけれども、よろしいですか。ありがとうございます。

先ほどから皆さんから出ております資料について、できるだけ早く配布できるように強く要請いたします。できれば9月30日、木曜日

が配布の日になってるらしいので、できるように最大の努力を要請をしておきます。それと、町が答弁した事については、私は実行に向けて最大の努力をしないといけないと思う。その事を強く２点要望しておきます。

委員長 それでは、次に（２）陳情第３号「陳情書」について、（３）要請第４号「抗議・要請文」について、は一括議題と致したいと思います。がご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

三木委員 これから永住外国人の事も質疑に入ってくると思います。それで、ちょっと先ほど傍聴者の方が手を挙げてらしたように私には見えるんですけれども、その傍聴規程なるものを、その件も含めて、この後いろいろと質疑もありますので、もう一度委員長の方からご説明いただければと思います。

委員長 今の質問については、これとちょっと異なりますので、これを認めていただけるかどうかをまず皆さんに聞きたいと思います。よろしいですか。一括で。

（ 異議なし ）

委員長 そしたら異議なしと認め、一括議題といたします。情第３号、要請第４号を一括議題と致します。

本件につきましては、前回の特別委員会で継続案件といたしております。前回委員会に引き続き、この取扱い等について委員の意見を求めたいと思います。意見等のある方はどうぞ。

西谷委員

土曜日、日曜日に毎日新聞の奈良版で斑鳩町の住民投票の事で大々的に載りました。それについて住民の方から斑鳩町って、議会ってこんな事をやっているのか、といういろんな不満なりご質問をいただきました。そこでちょっと紹介したいと思うんですが、この毎日新聞9月11日土曜日に載っていたのは、本紙取材に永住外国人に住民投票権、総務省の見解が問題ないと。憲法違反との主張を否定という事で見出しがあります。そこで、内容につきましては、永住外国人の投票権を認めない斑鳩町の住民投票条例について、総務省は10日、毎日新聞の取材に対し、住民投票はあくまで賛成・反対の意思表示。投票権は地域住民に与えられるもので、永住外国人に投票権を認めるのは問題ないとの見解を示した。合併の是非を問うこの条例は今年6月の議会で可決、外国人に投票権を与えるのは憲法違反とする声が条例制定の背景にあるが、同省の見解はこれを否定した形で議論を呼びそうだ。この問題をめぐっては在日本大韓民国民団県地方本部が条例可決後に条例改正を求める陳情をした。先月には議会特別委員会が取り上げたが、憲法問題などで意見が分かれ、継続審議になっている。投票権付与に反対の嶋田善行町議は合併は自治体の新しい首長や議員を選ぶ事にも繋がる。自治体の執行権にかかわる住民投票で（公務員の選定罷免権を国民に認めた憲法15条に違反すると主張）しかし、総務省によると、住民投票は実施結果によって直ちに合併が行われるというものではない、あくまで賛成・反対の意思表示と見解。どこが憲法違反となるのか全く分からないと否定。この問題は今月14日の議会特別委員会で再び審議される予定、というのがこの土曜日の記事であります。そして日曜日には支局長からの手紙という事で、衝撃的な見出しであります。「斑鳩が泣きませんか」という題であります。前半部分はちょっと省略いたしますが、その斑鳩町議会が合併の是非を問う住民投票で、永住外国人の投票権を認めない事にしたと聞き、悲しくなりました。斑鳩こそ歴史的な国際都市と思っていたから余計にです。斑鳩といえば法隆寺、法隆寺といえば聖徳太子、太子は外国の宗

教だった仏教を渡来僧に学んで日本に広め、遣隋使を派遣するなど外交も積極的に進めた人物です。渡来人の意見をよく聞き、内に向っては和を以て貴しと為すとの17条憲法を作りました。国粋主義者ではなく、国際主義者だったわけです。法隆寺近くの藤ノ木古墳から像などを透かし彫りにしたエキゾチックな馬具が見つかった時も、斑鳩という土地の国際性を強く感じたものです。ですから、今年6月県教委が斑鳩高校と片桐高校を統合再編した新校名も法隆寺国際高校と発表した時も、ゴルフ場みたいな名前やな、と思う反面やはり国際という字はお似合いや、と納得したものです。そもそも日本国民の定義を決めている国籍法を住民に意見を聞く住民投票にまで当てはめる根拠が分かりません。それなら住民投票ではなく国民投票とでも名づけたらどうでしょう。地域のために納税し、地域に生きる永住外国人には当然地域の将来についての合併問題に一票を投じる権利があるはずです。投票条例はこの14日に再度審議が予定されています。どうか斑鳩を愛する外国籍の人から斑鳩が嫌いになりそう、と言われないうにしていきたいと思います。歴史に恥じぬよう、という形で書いてました。これは新聞を読まれた方から、多くの方から私に電話なり言葉をいただきました。それで、相対的に色々あるんですが、結局皆さんが言われているのが、私たちは住民投票で永住外国人を排除しようなんて誰も思っていない。それなのに我々の代表である議会が何でこんな条例を可決し、頑なにそれを固守しようとするのか、という事を言われました。私も議会人の一人として非常に恥ずかしい思いですし、住民皆さんもこういう記事が載って斑鳩の住民だ、という事が恥ずかしいから是非機会があれば議会の場で言ってほしいという事をおっしゃっておりました。私はこの件については、確かに審議の中でこの毎日新聞の総務省の見解と同じような事を私もこの中で意見として、住民投票と参政権は全く関係ないという事で言いましたが、私は議会で憲法とか条例、あるいは法律を打ち出す時にはよほど慎重に調べて、あるいは弁護士に聞いて発言すべきやなという事を痛切に思いました。だから私は是非ともこれは、まさに新聞に書いてあるこの内容が、

私はほとんどの斑鳩町民の声ではないかと思います。そこで是非とも条例を改正してもう一度やっぱり住民の皆さんに恥じないような条例改正を是非していただきたいという事を主張しておきたいと思います。

委員長 答弁はよろしいですね。

他に。小野委員

小野委員 西谷委員からそういう話なんですが、実は私偶然なんですが毎日新聞とっておりませんので、昨日議会で、前半に話されたコピーを持っております。また他の同僚議員からちょっと見せてもらっているんですが、この事で昨日ですかね、7時頃、書いておられる曾根田記者ですかね、私は面識ないんですが、どうですか、というような話を聞いてこられたので、私は率直にもの言いました。確かにこの永住外国人を入れる事が、参加する事が憲法違反ではありません。これは一緒です。だから私どもの議会は6月議会でその事では、委員会では確かに投票になりました。8対6という事で。永住外国人の方をどうするかといういろんな議論がありました。西谷議員がそういう事まではっきり言ったのかちょっと記憶にないんですが、憲法違反にならないという事を言っておられたのか分かりませんが、ただ、その中で14名の委員、議長と委員長を除いて14名、その過半数8人の方はやはり永住外国人の方は今回の住民投票に限っては、こちらから聞く分だと、私はそういう意見も言っていました。だから住民投票だという意味合いがある中で、意思を聞くんだという事で、そこまで広げる必要ないんじゃないかな、私もそういう意見で言っていましたので、他の方はどういう思いか知らないけど、その事について8対6として委員会は、8対6という事で過半数以上の議員、ここにいる8人が永住外国人を入れなくてもいい、という事。そしてそれが本会議で満場一致で、西谷議員も可決した事を悔やんで・・・その事で意思表示をしました、議員として住民から負託を受けてる議員としてしっかりと起立採

決もしたんです。そしてその中で、町としては再議する必要ないという事ではっきりと明言されています。小城町長は個人的には入れてもいいんじゃないか、流れとして入れてもいいんじゃないか、それはあくまでもそういう事は越権行為だと書き込みもあります。そして、毎日新聞にこうして載ってるこの記者に私は言ったんです。斑鳩町が制定した条例を総務省に聞いて下さい。憲法違反ですか。なぜ、それも憲法違反ではないという事を一緒に載せないんですか、こういう方一方から見た記事を書けるといふ事はどういう事なんですか。私は何も抗議しませんよ、毎日新聞にとってないからね、しませんよ。こういう事で色々議会が決めた事を、迷うような記事をなぜ出すんですか。私はこれを読んでも当然や、だけど斑鳩の町議会が今条例制定をしたのを憲法違反だと、総務省がはっきり言うんだったら改正しましょう、という事は私も提案します。それと、新聞ではこういう事で、西谷議員の周辺の方は恥じる事のないようにきちっとしてほしいという事らしいんですが、斑鳩町役場のホームページ、議会事務局宛に、これ16人ですかね、今まだ増えてるかどうか知りませんが、いろんな新聞報道とか見て、今の斑鳩町議会の姿勢を支持します、中には山梨県の方がこれを見て、いろんな論評をされているんです。きちっとやっぱりやって下さい、毎日新聞の支局長、この人ね、斑鳩町議会のこれを渡したいですよ、これだけ国民の方が斑鳩町役場宛にきちっと支持する、その中にちょっと勘違いしておられるなというのもあります。参政権の付与、という事で陳情があるように考えておられるんですが、きちっと住民投票条例で参加してもらってない条例を可決したという事には賛意を示しておられるんです。こういう事体もありますし、私はあくまでもこの陳情の中で、住民投票だから、自治法の10条によって入れるのがいいのではないかと、いう意味は分かるんです。参政権問題と一緒にしてああいう陳情ですから、どうしても私は受け入れる事もできませんし、このままこの分については参政権の問題とは別個だと言われても、陳情者は一番最初に参政権の問題をはっきりと明記されている。そういう事もありますので、今、今後この陳情に

については私は、今回の場合に限って聞かせていただくという事は出来ない。当然今の条例はそのままで町の方も再議にかけてない、憲法違反でも何でもありませんから、条例等にも違反してない。それから執行する段についても何ら支障はない。先ほどの法定協議会の中でも、ばらばらであっても当然町の条例ですから、そのように執行していただきたいという事で意見として申し上げておきます。

委員長 答弁はよろしいですね。里川委員。

里川委員 私は前回も申し上げましたが、議会の中で委員会でも8対6で反対するという方が多くて、条例の中で永住外国人の方を抜いた経過はあるんですけど、けれどもその後で斑鳩町の住民でもある方からこういった陳情第3号が出てきたわけなんですね。私は斑鳩町の住民からこの出て参りました陳情については真摯に受け止めて、この陳情書を是非とも採択すべきであるという風に考えて、これまでも発言をさせていただいて参りました。地方自治法242条でもいわれているような地方自治体に対します住民監査請求ですね、こういった住民監査請求なんかにつきましても町に対して要求するという事についても、国籍全然関係ないんですよ、外国人であるがとにかくその自治体の住民であればできる、住民監査請求だってできるという事が認められている中で、斑鳩町で生まれ育たれた方が、斑鳩町の町立の学校へも通われて、自治会活動もなさって、その方を住民として私は、私自身はそう思っておりますし、そういった住民の方から陳情書が出ても、この陳情書については、きちっと中身を精査し、そして住民の思いはできるだけ議会としてはくんでいくべきであるという風に考えます。ですからこういった陳情書につきまして、これまでも私はいろんな団体やいろんな個人の方、いろんな方から出てきた陳情書については極力陳情者の意をくんで、議会の中で採択・不採択という決定をしてきた、この斑鳩町議会ではそうであったという風に認識をしております。そういう意味でも今回のこの陳情書につきましては、私は斑鳩町にお住ま

いの方達からこういった陳情が出てきた。この陳情の内容を読ませていただく中で、住民とは何ぞやという基本的なもの、地方自治法の10条にもありますし、地方自治法をずっと読んでいきますと住民という書き方がされております。国民とは書いておりません。そういった中でやはり地方政治、そしてまた地方議会は、そこにお住まいの住民の色々な要求・要望に応じていくのが使命であるとは私は考えております。よってこの陳情書につきましては、私は採択をしたいという風に思っております。

三木委員 私もこの陳情書に対しては尊重したいと思っているわけです。そして当初は私どもの住民投票条例検討小委員会において、委員が検討してきたわけです。その時から嶋田議員は憲法違反にかかわるという事を言ってきたわけですね。ただども委員の中で、これは参政权と住民投票は別個であるという事で採決の結果投票権は、という事で賛成多数になったわけです。次に特別委員会の方に回ったわけです。特別委員会の方でもやはり嶋田委員の方から憲法違反にかかわるという事で反対意見を申しますという事で、そこで各委員の意見が出てきました。最終的には採決になったんですけども、やはりその中でインターネット等で調べて、憲法違反になりかねない、という委員がいて、そこでひっくり返って8対6というような形になったわけです。先ほどの委員が、一旦決まった事を、議会で決まった事をなぜ今こうやって取り上げるんだ、その事自体がおかしいと。この新聞事体も、こんな事言っているが私はこんなもの全然関係ない、というような言い方されましたけど、今だからこその記事が出たんですよ、というのはその頃憲法違反、憲法違反という事がひとり歩きしてたわけですよ、憲法違反だな、参政权に関ってくるんだな、という事でみんな議員の方がどうしたものか、と言ってたわけです。ところが私も当初から言ってた総務省の見解については、毎日新聞の言ってた、これほどはっきり私は聞いておりませんでしたけれども、全国で憲法違反なんて言うてくる自治体は一件もない、という風に言ってきたわけですよ。さらに

この新聞によりますと直接総務省に聞いてですね、そんな事は絶対
ないんだ、憲法違反ではない、とはっきり言っているわけです。
ですから当然うちの議会では、6月議会では決まったかも知れませ
ん。でも憲法違反だという事で我々はみんなで協議してたわけです。
だけでも今は総務省が憲法違反ではないと言っている、それからこう
やって陳情書を含めて在日の方々もこういう抗議文が来ているという
事で、全国でこれを、斑鳩を重視、注目しているわけですよ。ここ
でですね、支局長からの手紙の、「斑鳩が泣きませんか」というもの自
体も、これ斑鳩なんですね。ということは当然議員もそうですし、町
長もそうですし、理事者の方々も一番大事な住民の方々、あなた方も
泣きませんか、泣きますよと。私たち議員が住民を代表してきた、議
員が住民の声を私たちは議会に届けてやっている私たちが、ここでも
しこの投票権を逆に認めなかったという事になったら、斑鳩中が全国
から何てことだ、憲法違反で、という事で言われるわけですよ。とい
う事は、斑鳩の住民もそういう風に見られるんですよ、そういう事
においては、ここで議会人として斑鳩の町民からやはり依頼をされて、
私たちが意見を言っている人間が、この時期、大変な問題を抱えてい
るわけですよ、ですからこれについては、やはり慎重に今後変えてい
くべきだと思っております。一つですね、小さな村なんでしょうけど、
福島県の住民投票に関してですけど、福島県の飯舘村です、村ですが、
日本人の配偶者、夫が日本人で奥さんが外国人、その逆でもいいです
が、相手が外国人の場合ですね、この方に全部住民投票権を認めてい
るわけですよ。そういった所まであるわけですね。かなり開けてます
よね、これは村ですけども。ですから全国の風潮としては決してそ
んな憲法違反だ云々と言っているところはないわけですね。だから、今
4町でやっているわけですから、3町は投票権を認めている、うちだ
けは今反対しているわけですね。憲法違反だ、憲法違反だ、という事
は他の3町に対して憲法違反ですよ、だったらうちが憲法違反だと言
って、あなた達が賛成している事は、あなた達は憲法違反をやってい
るんですよ、と言っているのと一緒になるわけですよ。それは私は

どうかと思います。それと日本で最初に住民投票条例、15年だと思
いますけれども、滋賀県米原町、これもやはり一番最初にやったとい
う事は、そこでもそういう事は考えてたとは思いうんですね。憲法違反
ではないんだと思っているから言わないかもしれませんが、もし第
一号でやった町であるならば、そこまで私は検討してたと思いうん
ですね。それがあえてそういう事もしてない、という事も私はどうか
なと。それから今、小野議員が、16人の方々からこういうものが来
ていると言っていましたけれども、私に言わせればたった16人ですか
と。何百、何千と来ていれば、おっと思いますよ。私思うには、じゃ
あなぜ賛成が来なかったかと言え、そんなもの賛成ですよ、わざわざ
インターネット含めてそんなもの出しませんと、16名の方ですか、
その話聞いたら何百と来ているのかと思いましたよ、たった16名、
それを鬼の首を取ったように、16名も来ているから、と言うほどの
人数ではないですよ、これは。そういう事も含めてこの条例について
は改正して、やっていただきたいという風に申し上げておきます。

小野委員 今の発言で、里川委員の最初の話、私はね、先ほども申し上げたよ
うに、この陳情者は一番前に参政権の事で意見書を提出している議
会が何という事をするんだ、というような半分抗議的な事を出発さ
れているから、私はこの陳情書は採択するのには無理があると、そ
ういう事でしているのですから、その点をちょっと誤解のないよう
に皆さんしてほしいと思います。それと、今の三木議員の、たっ
た16名ですか、これはその16名の人は頑張れよという事でのエール
を送っておられるんですよ。この事に対して正しいと思っておら
れる方がその後ろに何万とおられると、私は確信してます。だから
、16名の事がたがたがた言うのはおかしいんですよ、ものの考え方
。だからもうちょっと正確なものの言い方して下さい。でない
とここで今はっきりと申し上げますよ、三木議員の一般質問の
時に、門真市の、私は住民発議で上がってきた条例制定、それ
は永住外国人も18歳以上となっていたけど、それは議会が可決
した時、条例化された時は永住外国

人の事も入ってません、形になっています、という事で意見でも言っていました。それを一般質問で、ちゃんと入っている、というような言葉をここではっきり言っているんですよ、そんなでたらめな調査もしていない人が、こういう事を言うのはおかしいと思います。私は今、今の発言と一般質問での発言、訂正を申し上げます、訂正して下さい。

三木委員　前段の分では私は反省するつもりはありません。ただ、門真市の件については、私そういう風に申し上げました。私も確認しました。その点については門真市は住民から上がってきました。その時から、住民は賛成で上がって来ました。議会ではこれは従来通り、参政権と一緒に住民投票もそういう形にしようという事で、最終的にはそれは反対という形になりました。でもそこは憲法違反とかそういう事は言っていない。参政権と同じように倣っておこうか、という事でこういう風にした、という事で聞いております。そういう事では私は前回の委員会で言った事については訂正させていただきます。

木澤委員　私も陳情を採択する立場から発言をさせていただきたいと思うんですが、陳情書の中にも永住外国人の地方参政権付与に賛同する意見書を既に議決しているという事実、という風に書いておりますけれども、この意見書を採択する時の賛成討論の中に、地方自治の本質というのは、一人でも多くの住民の意向を汲み上げることが地方自治の円滑な運営を資する事になり、その面においては外国人であろうと日本人であろうとも差別があってはならない、という考え方に基いて採択をされている。そんな中で今回、参政権の問題と住民投票の問題は別個の問題ですけれども、その考え方の中で、斑鳩町が永住外国人の方についてまちづくりの観点という中で、私達のやはり住民ですよ、声を聞いて下さいよ、という事でこういう陳情を出されてきた、という事にあたってはやはり先の議論もありますが、もう一度認識を新たにして議論をし直すべきではないか、という風に私は考えます。そういった意味で永住外国人の方もやはり住民としてまちづくりに一緒に参加し

ていただく、という意味からも是非この陳情を採択して、条例についてはもう一度考え直すべきではないかという風に意見を申し上げます。

嶋田委員 議会の組織、運営、権限等については地方自治法で規定し、その法律に基づいて定数条例や委員会条例等の各種条例規則等が制定されていると認識しております。また、そのような意味から、総務省は議会運営上の重要な指針を示す諮問機関であるとも考えております。しかし、それが私個人の思想、信条にまで及ぼすとは考えておりません。また、6月議会において可決された本条例の条文の中に、総務省の見解と反する文言が入っていれば、何らかの問題が派生する可能性はあるかもしれませんが、そのような文言は一切無く、本条例に関しても全く問題ない条例であると認識しております。今回の陳情書は不採択を望みます。

西谷委員 私は問題になっている中で、小野委員が言ったように地方参政権が入っているとかいう話ですけど、出される方にとったら、地方参政権までやっぱり永住外国人認めないといけない、斑鳩町が国へ意見書を出している。その斑鳩町がそこまである意味では少なくとも全国的に見たら進んでいると思われている斑鳩町がなぜ住民投票に永住外国人を入れないんですか、というのは当然の話だし、それをわざわざ無理に引っ付ける必要はないと思う。それと、私が再度一旦決まった条例がどうのこうの、変える必要が、という事を言われていますが、この条例を定める時に嶋田議員とか言う事が憲法に・・・こういう事で他の議員がそうなのかな、という部分が私は多少あったのではないかな。だから結果としてこういう事になったのではないかな。今こういう形で改めてなったら、それだったら別に憲法に違反するようなものでなかったら、当然認めていかないといけないのでは、という議員も当然おられるのではないかなと思う。それと、これは思うんですが、ここにいうように、住民というのははっきり自治法の第10条で、住民こそ地方

公共団体を構成する基本である、その中で住民というのは国籍を如何を問わないという事ははっきり書かれてある。その中で住民投票を規定する中では当然住民というのは、その地域に、斑鳩町に住んでいる国籍を問わない、斑鳩町に住んでる住民で、人々である。それなのにこの条例が憲法違反でないから、と言ってそれでもなおかつ固守して永住外国人を阻害しようというのは、その根底に一体何があるのか、私は言いたい。住民で、住民だからこそ当然権利と義務の中で、住民税も払っておられる。住民投票をするという事の中で、それくらい頑なに憲法違反でないから永住外国人に住民投票権をやらなくてもいい、というそこまで固守する、その言われている人々の心の奥底に何があるのか、そこまで永住外国人を外さなければならない理由は一体何なのか、という事を私は非常に疑問に思います。だからこれは斑鳩町が人権問題を地区懇でやかましく言っています。その斑鳩町の町議会でこのような住民投票条例ができる事については、私は一般質問でも言いましたけど非常にやっぱり恥ずかしいと思います。人権を尊重して心のふれあうまちを目指します、斑鳩町の町民憲章です。議会もちゃんと承認して斑鳩町の町民憲章作ったはずなんです。その議会でこのような事を何度も憲法に違反してるとかしてないとか、一人間として私は当たり前の権利としてこういう事は与えるべきだという事を最後に申し上げておきたいと思います。

小野委員　私は先ほどからも言ってますが、永住外国人を排除したり、そういう気持ちで意見を言っているではありません。そしてこの条例の、永住外国人の方をどうするのかという時は皆さんの8人という方がいろんな意味で、参加してもらわなくていいだろうという事で、私も委員会の時にそういう意見も言っています。だからそれで決まった事ですから、その中でこの陳情が出てきた、その中身が今西谷議員は参政権の意見書を提出していると、そしたら95年ですか、その時の意見書の討論、私は反対討論したんです。それをもう一度読み直して下さい。最高裁の判決を誤解して、それは法整備ができれば違憲であると

いう判決になるかもしれないと、そのように裁判官が言っているんですよ。法改正がその後されたんですか。意見書は出してのけれども法改正はされたんですか。今、法改正がされているにもかかわらず永住外国人を住民投票から出しているという流れで来てるんだったら、今のような意見言って下さい。そういう事ははっきりと判決自体の読み方も分からないのにそういう話はするものじゃないと思う。それでね、今の私は何回も言っています、陳情者の最初に参政権を、そういう意見書も出してるところが何故だと言っておられるから、そのところがなくて、里川委員が言うような自治法の10条の住民という形から、という形でこの陳情で来られてたら私も考えましょうという事なんです。あくまでも、この話が参政権の問題に持って行っておられるから、私は、そしたら私達は全員一致でこれは決めたやつです。だからこれについては、改正する必要がないですから、おたくらの陳情については受け入れる事は私はできないという意見を申し上げているだけです。で、何もその事で、この陳情がくるまえに、議会が、6月議会の時にこういう議論をしてるんだったら私はいくらでも話をしますよ、という事で、やっぱり入れた方がいいのかなと、そういう事もある。その条例が制定されて執行しないといけない段階で、そういう参政権の問題と絡めて来られるから、ホームページに書いておられる内容も、私はこういう所であまり言わないですけど、この内容も誤解されてた所もあるんですよ、確かに。だからものすごく乱暴な言い方でされると、だから私はここでは言わない。参政権問題についてもものすごく極論を述べておられる方もいますので、皆さんの前に言う事は差し控えますけど、また後で事務局の方でも、議員さん参考にされたいと思います。そういう事も踏まえて断じてこの今の陳情書は出発は私は違うと思いますので、あくまでも不採択という事で意見として言います。

里川委員　　今、非常にね、この陳情書の参政権の所にひどく拘っておられるような感じがするんですけどね、それは以前にそういう事もされたとい

う事を例に出されてるだけであって、議会の構成も変わってますし、今現在参政権の問題を議論したらどうなるかは分かりません。でもこれは住民投票です。参政権とはまた別の問題です。この住民投票条例、斑鳩町が作った住民投票条例の中で永住外国人町民を排除した事について、非常にこの陳情者の方々がショックを受けられておられる。非常に排除された、という感じを受けておられるという事が、この陳情を受けまして私は逆に大変申し訳ない事をしたなと、やはりそういう風に思っておられるという事については、私達はできる限りその思いに応えて陳情を受けていかないといけない、これはいろんな問題、人権の問題もいろんな問題ですけど行政、また議会は自分達がそこまで思っていなかったことを逆に住民の方から指摘をされたり、住民の方からこういった陳情や要望が挙がった時に、この内容をきちっと精査して、やはりそれを極力住民の意をくんでいくというのが我々の使命ではないか、最初に申し上げました。ましてや、この住民投票、住民投票条例は、町長に尊重義務を付与しているだけの諮問型の住民投票なんですよね。ですから、これは決定型の住民投票条例ではないという事も含めまして諮問型の住民投票条例になっているという事も含めまして、当然住民として義務を負って、このいろんな負担を分任されておられる斑鳩町の住民の皆さん方に意見を聞かせていただく、というのは私たち議会としてもやっぱり当然の事だなという風に思っております。ですから何度も申し上げて申し訳ないですけども、この住民投票条例は決定型ではない、町長に努力義務は課せられておりますけれども、いわゆる、2種類ある住民投票の中でもこれは諮問型の住民投票であるという事、それと住民という位置付けの問題、こういったものを考える中で、そして議会にこれまで私達はいろんな請願も陳情も要望も要請も受けて参りました。その時に私たちはどういう対応をしてきたのか、という事を思いまして、やはりこの陳情者の方々が排除されたという風に思われているという事については、真摯に受け止めて、やっぱり私たちは排除すべきではない、住民として認めるべきであるという基本に立ち返って、この陳情書を採択すべきである

という風に考えます。

嶋田委員

本会議において一般質問で、人種差別と発言された議員がいらっしゃいました。私はこの言葉を聞いて、久しく聞いていない言葉だなと。最近ではほとんど使用されていないのではないかなという思いで考えにふけりました。私は市町村合併調査研究特別委員会の小委員会の当初より一貫して合併という行政区画の変更は執行権に関わることであり、資格者は日本国籍を有する20歳以上の者に限ると主張し、投票者の資格を区分したのであり、人種が違うからという理由でからでない事は明白であります。他の賛同議員の方々は、それぞれ各自の考え、信条でもって賛同されたのですが、決して人種の違いによる理由からではない事はこれも明白であります。なぜなら、本条例第5条の資格者は、20歳以上の日本国籍を有する者としています。質問者は日本国籍を有する者とは、いわゆる従来からの日本人だけを脳裏に描いておられるのでしょうか。私は日本国籍を有する者の中には、従来からの日本人以外にも、例えばアメリカ系日本人、アフリカ系日本人、もちろんアジア系日本人、ヨーロッパ系日本人、ラテン系日本人というように、世界中のあらゆる人種、民族の人達を含んでいると考えていますし、それぞれの民族、また元の国籍により培われてきた個人のアイデンティティーは日本国籍取得後も脈々といきづいて、子ども、孫、また生活圏内の友人、知人に広がっていき、それがまた新しいアイデンティティーを育んでいくんだと確信しています。例えば以前アメリカではアフリカ系アメリカ人やラテン系アメリカ人を人種の違いとの理由で差別していましたが、これこそが人種差別だと考えております。この第5条に日本国籍を有するもの、但し帰化したものは除く、または〇〇系の日本国籍者は除くというような但書きがあったり、また審議の過程においてそのような発言があれば、人種差別という言葉を使用される気持ちも理解はできますが、そのような事は一切ありませんでした。人種差別イコール悪であるという、誰にも反論できない普遍的な問題を持ち出して来て、いかにも本条例を、そして本条例の

賛同者を悪者扱いにするのはやめていただきたいと思います。6月議会において満場一致で可決になった本条例の名誉のためにも、また起立賛同者の名誉のためにも、そして本条例を施行される執行機関の名誉のためにも、本条例に関して一切人種差別という言葉とは無縁のものであるという事を申し添えておきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、暫時休憩をさせていただきます。

(午後3時47分 休憩)

(午後4時15分 再開)

委員長

再開いたします。

陳情第3号、要請第4号については委員会としてとりまとめができる状況ではないと思います。

この件について条例改正の議員発議がされるような状況でもありますので、委員会として取りまとめることが出来ないということで審議は終了いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

陳情第3号、要請第4号の審議については以上をもって終わります。

委員長

次に、(4)斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票条例施行規則についてを議題と致します。本件については、先の陳情・要請の結果とも関連いたしてきますが、投票資格者にかかるものを除き、前回委員会で内容をよく検討していただくようお願いをしました。このことについて質疑・意見がある方はどうぞ。

(質疑なし)

委員長

ございませんか。意見がないようでございますので、本件について、本日は質疑・意見等がなかったわけでございますけれども、一定の審議を行ったたということで終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

次回の委員会で改めてこのことについて審議をお願いしていきたいと思います。

委員長

次に、その他について委員の方から質疑、意見等あればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

ございませんか。

他に質疑ご意見等がなければ、その他についてもこれをもって終了いたします。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受け致します。

(町長挨拶)

委員長

ありがとうございます。町長も今、挨拶の中でおっしゃっていただいておりますように、一つ、最大の努力をお願いいたします。これをもって、市町村合併調査研究特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 4 時 1 9 分 閉会)